

クマ類における緊急銃猟制度の支援の充実

～人の生活圏でのクマ出没時の体制強化について～

現 状

◎中山間地域の人の活動の変化

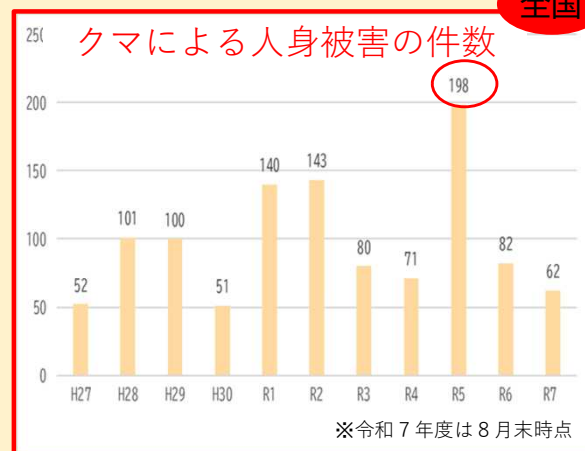
里山利用の縮小 耕作放棄地の拡大

放任果樹の増加

◎7+等堅果類の豊凶等の変化

冬眠前のエサ不足

クマの分布域が拡大



- ・人の日常生活圏に多数出没！
- ・クマと人の軋轢（人身被害発生）

対 策

《鳥獣保護管理法改正》

改正前は

現に危険が生じている場合、警察官職務執行法による命令や刑法による緊急避難で応急的に銃猟を実施

令和7年9月～

緊急銃猟制度が開始

改正後は

- 4要件
- ①危険鳥獣(クマ)
 - ②危害防止措置が緊急に必要
 - ③銃猟以外で捕獲が困難
 - ④地域住民の安全確保

(例)たて籠もり時、
予防的対応が可能

市町村長の権限で
殺処分可能

全国的に急ピッチで準備！

課 題

【人材・体制】

- ▶知識、技能を備えた市町村等の職員の不足
- ▶高齢化などの影響による技能を有する狩猟者の不足
- ▶都市部ではクマの追い払い、捕獲、駆除等の経験がない
各機関の連携も手探り

【予算】

- ▶必要資材の確保、出没予防の環境整備、捕獲の予算確保



提 言

- 1 知識と技能を備えた人材育成の支援
(省庁連携の「クマ被害対策施策パッケージ」具体化)
- 2 有害個体の捕獲、出没予防の環境整備、
体制整備の財源確保